

お知らせ

ワシントン条約:ヨーロッパウナギ(*Anguilla anguilla*)の輸出入の手続について

2026年2月9日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

第20回ワシントン条約締約国会議において、各締約国に対し、2026年3月5日以降ウナギ属におけるソースコード R(ランチング)の個体の輸出入手続について、輸入、輸出及び再輸出申請において承認しないよう勧告するとともに、この執行状況の報告等を各国に求めることが決議されました。

なお、現在ワシントン条約附属書掲載の規制対象となっているウナギ種は、ヨーロッパウナギ(*Anguilla anguilla*)のみとなります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考1】ウナギ属の取引、保全及び管理に関する CITES 決議抜粋

4. URGES Parties, due to limited understanding of the stock recruitment relationship for CITES-listed eel species, to not authorise exports, re-exports or imports of eels with source code R (ranching), unless there is sufficient scientific evidence that the definition of ranching as included in Resolution Conf. 11.16 (Rev. CoP15) is met, including requirement for NDFs;
4. CITES掲載のウナギ種に関する資源の親魚量-加入量関係の知見は限られていることから、NDFに関する要件を含む、決議 11.16(CoP15 改正)のランチングの定義に合致することを示す十分な科学的根拠がない限り、ソースコード R(ランチング)を用いた、輸出、再輸出又は輸入を承認しないよう勧告する。

<https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP20-Com-I-Rec-06-R1.pdf>

【参考2】ソースコード R(ランチング)の定義抜粋(決議 11.16(CoP15 改訂))

- a) the term 'ranching' means the rearing in a controlled environment of animals taken as eggs or juveniles from the wild, where they would otherwise have had a very low probability of surviving to adulthood; and
- a) 「ランチング(ranching)」とは、野生下では成体まで生存する可能性が極めて低かった動物の卵または幼体を野生から採取し、管理された環境下で飼育することをいう。

<https://cites.org/sites/default/files/documents/COP/19/resolution/E-Res-11-16-R15.pdf>

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723